

「指定地域密着型通所介護」

「指定介護予防通所介護」

「第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)」

重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人 豊 笑 会

地域総合在宅支援センター

ヒルズまいおか

当事業所は介護保険法の指定を受けています
(神奈川県指定 第 1471001824 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

※当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1	事業者
2	事業所の概要
3	職員の配置状況
4	当事業所が提供するサービスと利用料金
5	苦情の受け付けについて
6	サービス提供における事業所の義務
7	サービス利用に関する留意事項
8	事故対応について.....
9	損害賠償について.....
10	契約終了について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊笑会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市泉区弥生台55番地62
- (3) 電話番号 045-813-0071
- (4) 代表者名 理事長 西村 英二
- (5) 開設年月日 平成 14年 10月 17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護
第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)
神奈川県 第 1471001824 平成 19年 4月 1日指定
当事業所は介護老人福祉施設ライフヒルズ舞岡苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護及び第1号
通所事業は介護保険法令に従い、ご契約者(ご利用者)がその有する
能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように
支援することを目的といたします。
- (3) 事業所の名称 ヒルズまいおか
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3338番地7
- (5) 電話番号 045-825-1234
- (6) 管理者氏名 中島 いづみ
- (7) 開設年月日 平成 19年 4月 1日
- (8) 営業日及び営業時間

営業日	月～金・祝日(但し、12/31～1/3までは除く)
受付時間	月～金 8:30～17:30
サービス提供時間	10:00～15:30

- (9) 利用定員 18 名

3. 職員の配置状況

職 種	職員数
1. 管理者	1
2. 生活相談員	1
3. 看護職員	2
4. 介護職員	3
5. 機能訓練指導員	2

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険の給付対象(9割又は8割)となります。

<サービスの概要>

①食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)
昼食 12:00~13:00

②入浴

- ・ ご利用者の身体状況に応じ入浴のお手伝いを致します。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行いません。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身体能力を最大限活用した援助を行います。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の金額を一旦お支払いいただきます。要支援者又は要介護の認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者のご負担額を変更します。

☆料金は別紙1に基づく。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

ご利用者に提供のお食事にかかる費用です。

料金：1回700円(おやつ込み)

②レクリエーション材料費

ご利用者の希望により提供した場合、掛かる費用をご負担いただきます。

③通常のサービス実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はお住まいと当事業所との送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域を越えた所から片道1キロ40円

⑤廃棄物処理代(おむつのみ)

当事業所でおむつを処理する場合は1日20円いただきます。

(持ち帰りの場合は無料)

⑥おむつ代

基本的には、おむつ等は必要な数量をご持参ください。

尚、やむを得ずご持参したものが足りない場合、当事業所に用意している物を使用させていただきます。

おむつ代:紙おむつ 110円 リハビリパンツ 100円 尿とりパット (普)20円 (大)50円

⑦日常生活上必要となる 諸費用実費

事業所でご用意した日用品(シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー等)以外のものをご希望によりご用意した場合は、その費用の実費をいただきます。

⑧特別な行事

ご利用者の希望によりかかる費用の実費となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご月の合計金額を原則ご指定口座からの自動引き落としとさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所にお申し出てください。

○ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議いたします。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、概に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

【職名】 施設長 中島 いづみ
生活相談員 小野建 / 腰原知栄子
(TEL) 045-825-1234

(2) 行政機関その他苦情受付機関 (平成27年4月1日現在)

受付機関	電話番号
横浜市戸塚区役所 高齢支援課	(TEL)045-866-8452 (FAX)045-881-1755
横浜市役所福祉局 介護事業指導課	(TEL)045-671-3413 (FAX)045-681-7789
神奈川国民健康保健団体連合会 介護保険相談課	(TEL)0570-022110 (FAX)0570-033-110
神奈川県社会福祉協議会かながわ 福祉サービス運営適正化委員会	(TEL)045-317-2200 (FAX)045-322-3559

6. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③ご利用者のサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④事業者及びサービス従業者または従業員は、サービスを提供するにあたって業務上知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らす事はありません。(守秘義務)を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意事項

○施設、設備、敷地内をその本来の用途に従ってご利用ください。

○故意又は通常の使用目的以外の行為により、施設及び設備を壊したり、汚した場合には、利用者へ現状復帰の為の相当の代価をご請求させていただく場合

○当事業所において、職員や他の利用者に対し、宗教、政治活動

8. 事故時の対応について

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

10. サービス利用をやめる場合(契約終了について)

契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができですが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から解約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ⑥事業者から契約解除の申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)

(1)ご利用者から解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

